

令和 7 年 9 月 3 日

保 護 者 様

大阪市立放出中学校  
校 長 小 池 哲 史

令和 7 年度 就学援助制度認定（一般 1・一般 2）にかかる支給について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年度の就学援助制度認定にかかる支給について、次のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、このお知らせは全家庭に配付していますが、就学援助の申請がお済みで、大阪市教育局より「認定」の審査結果通知がご自宅へ郵送されている家庭のみが支給対象です。

記

1、支給日・支給金額について

|                                | 入学準備補助金<br>63,000 円<br>(1 年のみ) | 生徒費<br>※学校への納入済分を<br>保護者口座へ支給 | 積立金<br>一泊移住費（1 年）<br>修学旅行費（3 年） |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 一般 1 認定<br>一般 2 認定<br>(8 月末通知) | 令和 7 年 10 月 7 日<br>支給予定        | 令和 7 年 10 月 7 日<br>支給予定       | 行事实施後に支給                        |

- ① 早期 1 認定の方の入学準備補助金については 3 月 14 日に、早期 2 認定の方の入学準備補助金については 7 月 3 日に支給しています。
- ② 生活保護世帯については 3 年生の修学旅行費のみが支給対象です。
- ③ 就学援助制度が認定となりましても、積立金及び PTA 会費は、引き続き徴収します。
- ④ 学校給食費については、支給はありません。

2、注意点などの連絡事項について

次のような場合は、すぐに学校の事務担当者までご連絡ください。

- ・他校へ転出する場合 ・申請内容に変更がある場合（結婚や児童扶養手当の支給停止など）
- ・口座を変更したい場合 ・あらたに生活保護を申請する場合（支給が決定した場合を含む）

3、就学援助費の支給方法について

保護者の方が指定された口座へ、大阪市会計管理者より振り込まれます。

現金支給の方は、別途連絡します。

4、学校医療券について（※学校医療券についての詳細は保健室へお願いします。）

就学援助制度の認定を受けた場合、次の病気の治療については「学校医療券」が発行されます。

- ・虫歯 ・中耳炎 ・結膜炎 ・寄生虫病（※頭ジラミは対象外） ・その他疾病

※支給内容について、ご不明な点等ございましたら担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 大阪市立放出中学校事務室 就学援助担当 TEL 06-6961-5014 【④プッシュ】